



2025年9月8日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社持分法適用関連会社Group Lease PCLに対する 管財人選任の再度の申立てについて

2025年9月8日当社は、当社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」)より、GLおよび同社の複数の関連会社が係争中でありこれまでもGLに対して破産を申し立てているJ Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」)が、バンコク破産裁判所に対して、資産・帳簿などの調査を行い、GLの資産の保全を図るための管財人の選任を求める申立てを再度起こしたとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

1. 申立ての原因及び訴訟提起に至った経緯

Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当時当社の連結子会社であったGLの転換社債（合計2億1千万USドル・日本円約223億円、（第1回3千万USドル・日本円約31億円、第2回1億3千万USドル・日本円約138億円、第3回5千万USドル・日本円約53億円））を引き受ける等をしておりましたが、JTAは、GL及び連結子会社であるGL Holdings PTE. Ltd(以下GLH)等が投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償を求めておりました。

当該請求につきましては、2020年10月7日付「シンガポールにおけるJTrust Asia Pte.Ltd. によるGroup Lease Holdings PTE. LTD. に対する民事訴訟の判決について」で公表しておりますとおり、当該シンガポール共和国での損害賠償訴訟の判決は下され、当該シンガポール共和国での訴訟については終結に至っております。

しかしながらJTAはその後当社グループ及びGL関連会社各社に対して複数の国において訴訟を提起しております。2025年7月16日付の当社開示でもお知らせしたとおり、2025年6月27日にはGLに対し民事訴訟を提起しておりました。

また、2025年8月19日付の適時開示でもお知らせしたとおり、JTAは管財人選任の申立てを提起しており、2025年9月1日付の適時開示でもお知らせしたとおり、その申立ては却下されております。

2. 申立てを提起した者の概要

- (1) 名称 JTrust Asia Pte.Ltd.
- (2) 所在地 シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 藤澤信義

3. 本件の内容

JTAは、GLの資産と破産法16条に基づき、裁判所により公式な受任者が選任されること、および受任者に対してGLの資産の調査、管理、報告する権限を与え、GLがそれらに即時に対応することを裁判所に求めています。

4. 今後の見通し

GLは当該破産訴訟については全く根拠のない訴えであり、JTAは、これまでも2018年からのわずか7年間で企業再生や破産などだけでも合計7回も訴えを継続反復的に行っており、また既に却下された内容を短期間で再度申し立てるなど、不当な行為であると考えております。これまでもタイ裁判所はこのような訴えを退けてまいりましたが、今回も反論して肅々と却下を求めてまいります。GL及び当社としましては、これまでご報告してまいりましたその他の多数の訴訟と同じく不当な濫訴が行われていると考えております。これにより、継続的に法的費用支出が続いており、当社の連結利益を下押ししている状況が続いております。当該訴訟等の解決には中期的に数年間の時間を要すると考えておりますが、グループの資産と株主の利益の最大化を図るために引き続き最善の手段を講じてまいります。また、公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

以 上